

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 市民部小出支所(斎場担当)

番号 1

許認可等の内容		斎場の使用承認等
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市斎場条例第4条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の各号の1に該当するときは、使用を承認しない。</p> <p>1 茅ヶ崎市・寒川町民以外（以下市外という）の式場の使用。ただし、喪主が茅ヶ崎市民、寒川町民の場合は、市外料金での使用を承認する。</p> <p>2 火葬室を使用しない場合の式場の使用。（例えば土葬、献体及び他市での火葬）</p> <p>3 法令上、期間が満たない死胎・死体の火葬</p> <p>4 友引日及び1月1日から1月3日の斎場の使用</p> <p>5 友引日の前日及び12月31日の通夜の使用</p> <p>6 市外のもの午後火葬室を使用。ただし、喪主が茅ヶ崎市民、寒川町民の場合は、午後の使用を承認する。</p> <p>7 火葬室を使用しない場合及び12月31日から1月3日の霊安室の使用</p>
	参考事項	墓地、埋設等に関する法律 斎場運営管理事務要領
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定（平成24年10月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定（平成24年10月1日最終変更）

審

查

基

準

基 準